

北陸信越運輸局報

第 406 号

平成26年 5月21日 (水曜日)
(毎月3回 1・11・21日発行)

発行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
電話 (025) 285-9000
FAX (025) 285-9170
http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/

目 次

公 示	△一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請	1～2ページ
許認可等	△一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可 △自動車分解整備事業の認証	3ページ 3～4ページ
行政処分	△一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分 (平成26年4月分) △一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分 (平成26年4月分) △一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分 (平成26年4月分)	4～5ページ 5～6ページ 6～19ページ

○ 公 示

公示第14号

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

本件について意見聴取の申請をしようとするときは、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該申請事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあつては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

1. 申請者の氏名又は名称 (住所並びに代表者の氏名省略)
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

平成26年5月15日

北陸信越運輸局長 徳永 泉

(事案の件名) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請

事案番号	申請者の氏名 又は名称	運賃ブロック	事案の概要		
			運賃及び料 金の種類	現 行	申 請
26旅第3号	田尻 盈夫	長野県A地区	長野県観光ガイドタクシー運賃の設定 (事案の概要 は別紙1のとおり)		
26旅第4号	小川 昌一郎				
26旅第5号	松葉タクシー 有限会社	長野県B地区	長野県観光ガイドタクシー運賃の設定 (事案の概要 は別紙2のとおり)		
26旅第6号	株式会社野沢 観光タクシー				

別 紙1

1. 運賃の種類

長野県観光ガイドタクシー運賃（時間制運賃の割引）

2. 運賃（長野県観光ガイドタクシー専用運賃）

普通車		
時間	申請額(円)	割引率 (%)
2 時間	13,900	0.7
2 時間半	17,400	0.6
3 時間	19,450	7.4
3 時間半	22,650	7.6
4 時間	25,940	7.4
4 時間半	29,150	7.5
5 時間	32,420	7.4
5 時間半	35,000	9.1
6 時間	38,100	9.3
6 時間半	41,190	9.5
7 時間	44,270	9.7
7 時間半	47,370	9.8
8 時間	50,460	9.9

特定大型車		
時間	申請額(円)	割引率 (%)
2 時間	19,700	1.5
2 時間半	24,600	1.6
3 時間	26,020	13.3
3 時間半	30,310	13.4
4 時間	34,700	13.3
4 時間半	38,970	13.4
5 時間	42,850	14.3
5 時間半	46,940	14.7
6 時間	51,030	15.0
6 時間半	55,100	15.2
7 時間	59,170	15.5
7 時間半	63,300	15.6
8 時間	67,400	15.8

別 紙2

1. 運賃の種類

長野県観光ガイドタクシー運賃（時間制運賃の割引）

2. 運賃（長野県観光ガイドタクシー専用運賃）

普通車		
時間	申請額(円)	割引率 (%)
2 時間	13,900	0.4
2 時間半	17,400	0.0
3 時間	19,450	6.7
3 時間半	22,650	6.8
4 時間	25,940	6.5
4 時間半	29,150	6.6
5 時間	32,420	6.4
5 時間半	35,000	8.1
6 時間	38,100	8.3
6 時間半	41,190	8.5
7 時間	44,270	8.6
7 時間半	47,370	8.7
8 時間	50,460	8.8

特定大型車		
時間	申請額(円)	割引率 (%)
2 時間	19,700	0.3
2 時間半	24,600	0.2
3 時間	26,020	11.9
3 時間半	30,310	12.0
4 時間	34,700	11.8
4 時間半	38,970	11.9
5 時間	42,850	12.8
5 時間半	46,940	13.1
6 時間	51,030	13.4
6 時間半	55,100	13.7
7 時間	59,170	13.9
7 時間半	63,300	14.1
8 時間	67,400	14.2

○ 許 認 可 等

■一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可（自動車交通部）

申請者の氏名及び名称	有限会社能登交通
運賃ブロック	石川県石川地区
事案公示日及び公示番号	平成26年4月25日付公示第7号
認可日及び認可番号	平成26年5月15日付北信交旅第123号
認可の概要	事案番号26旅第1号のとおり

申請者の氏名及び名称	北信タクシー株式会社
運賃ブロック	長野県B地区
事案公示日及び公示番号	平成26年5月1日付公示第10号
認可日及び認可番号	平成26年5月15日付北信交旅第126号
認可の概要	事案番号26旅第2号のとおり

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	富認証第301号
認証年月日	平成26年4月14日
事業者名	宮森 智弘
事業場名	トラスティン
事業場所在地	富山県富山市鍋田20番19号
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普乗、小四、小三、小二、軽 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	新認証第303号
認証年月日	平成26年5月12日
事業者名	吉川 弘一
事業場名	Y. s' GARAGE 吉川自動車
事業場所在地	新潟県新潟市西区木場1334番3
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車

対象とする装置の種類	普乗、小四、小三、小二、軽 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝】
業務範囲の限定	なし

認証番号	長認証第 376 号
認証年月日	平成 26 年 5 月 15 日
事業者名	株式会社和田正
事業場名	オートバックス諏訪インター
事業場所在地	長野県諏訪市大字四賀字高田通 7724 番地
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第 201 号
認証年月日	平成 26 年 5 月 16 日
事業者名	岩城 一浩
事業場名	G r a s p
事業場所在地	富山県富山市田畑字道田 852 番 28
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

○ 行政処分

■一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分（平成 26 年 4 月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成 26 年 4 月 18 日	雪国タクシー株式会 社 代表者 星野昭二	本社営業所	文書警告	平成 26 年 3 月 17 日、 運行管理者が不在との 情報から監査実施。3 件の法令違反が認めら れた。(1) 運行管理者 の選任（解任）未届出 違反（道路運送法第 23 条第 3 項）(2) 点呼の 実施義務違反（旅客自	0	0

	新潟県魚沼市四日町 286番地1	新潟県魚沼市四日町 286番地1	道路運送法第38条	動車運送事業運輸規則 第24条(3)事業の 休止届出違反(道路運 送法第38条)		
--	---------------------	---------------------	-----------	---	--	--

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

■一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分（平成26年4月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成26年4 月8日	有限会社直江津観光 バス 代表者 川内稔	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成24年6月13日、 高速ツアーバス重点監 査の対象事業者となっ たことから監査実施。2 件の法令違反が認めら れた。(1)営業区域外 運送(道路運送法第20 条)(2)乗務時間等の 基準の遵守違反(旅客 自動車運送事業運輸規 則第21条第1項)	3	3
	新潟県上越市大字福 田957	新潟県上越市大字福 田957	道路運送法第20条			
平成26年4 月15日	ウエスト観光バス株 式会社 代表者 小林文夫	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年6月6日、高 速ツアーバス重点監査 の対象事業者となっ たことから監査実施。4 件の法令違反が認めら れた。(1)乗務時間等 の基準の遵守違反(旅 客自動車運送事業運輸 規則第21条第1項)(2) 健康状態の把握義務違 反(旅客自動車運送事 業運輸規則第21条第5 項)(3)点呼の記載事 項義務違反(旅客自動 車運送事業運輸規則第 24条第4項)(4)運行 指示書の記載事項義務 違反(旅客自動車運送 事業運輸規則第28条の 2第1項)	2	2
	新潟県燕市米納津5 988番地1	新潟県燕市米納津5 988番地1	道路運送法第27条第2 項			

平成 26 年 4 月 15 日	長野中央バス有限会社 代表者 北原繁明	本社営業所	文書警告	平成 25 年 2 月 18 日、長期間監査未実施事業者として監査実施。2 件の法令違反が認められた。(1) 運行管理者の選任 (解任) 未届出違反 (道路運送法第 23 条第 3 項) (2) 整備管理者の選任 (変更) 未届出違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第 45 条、道路運送車両法第 52 条)	0	0
	長野県長野市柳原字東一丁目 2 3 1 4 - 3	長野県長野市柳原字東一丁目 2 3 1 4 - 3	道路運送法第 23 条第 3 項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

■一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分（平成 26 年 4 月分）

（自動車運送事業安全監理室）

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項			
平成 26 年 4 月 1 日	株式会社三進重機工業 代表者 土田保治	本社営業所	輸送施設の使用停止 (80 日車)	平成 24 年 11 月 28 日、貨物等重点監査の対象事業者となったことから監査実施。4 件の法令違反が認められた。 (1) 乗務時間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項) (2) 乗務等の記載事項義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 8 条) (3) 定期点検整備の実施違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 13 条、道路運送車両法第 48 条) (4) 定期点検整備の実施違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 13 条、道路運送車両法第 48 条)	8	8
	富山県富山市手屋 3 - 1 1 - 2	富山県富山市手屋 3 - 1 1 - 2	貨物自動車運送事業法第 17 条第 3 項			
平成 26 年 4 月 1 日	呉西第一運送株式会社 代表者 前川太郎	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 24 年 12 月 3 日、貨物等重点監査の対象事業者となったことから監査実施。1 件の法令	2	2

	富山県南砺市井波 3 8 4 5	富山県南砺市井波 3 8 4 5	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項	違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵 守違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項)		
平成 26 年 4 月 3 日	大宝運輸株式会社 代表者 須戸敏夫	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10 日車)	平成 24 年 8 月 7 日、公 安委員会より道路交通 法令違反通知(居眠り 運転による重傷事故惹 起)が届いたことから 監査実施。4 件の法令違 反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵 守違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項)(2) 運 転者に対する指導監督違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 10 条 第 1 項)(3) 事故惹起 運転者に対する指導監 督違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項)(4) 事 故惹起運転者に対する適 性診断受診義務違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 10 条第 2 項)	1	1
	新潟県新発田市大字 荒町字大宝地 2 3 9 7-1	新潟県新発田市大字 荒町字大宝地 2 3 9 7-1	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項			
平成 26 年 4 月 3 日	米田運輸有限会社 代表者 米田勝紀	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 24 年 8 月 30 日、 労働局からの通報書が 届いたことから監査実 施。2 件の法令違反が認 められた。(1) 乗務時 間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 3 条第 4 項)(2) 運転者に対 する指導監督違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第 10 条第 1 項)	2	2
	富山県高岡市能町打 山 5 5 5-6 3	富山県高岡市能町打 山 5 5 5-6 3	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項			
平成 26 年 4 月 3 日	株式会社新潟食品運 輸 代表者 井越鉄雄	中之島営業所	輸送施設の使用停止 (10 日車)	平成 24 年 11 月 12 日、 労働局からの通報書が 届いたことから監査実 施。1 件の法令違反が認 められた。(1) 乗務時 間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 3 条第 4 項)	2	1
	新潟県新潟市江南区 茗荷谷字東囲 6 9 7 - 5	新潟県長岡市灰島新 田 9 2 3-1 5	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項			

平成 26 年 4 月 3 日	荻生運送株式会社 代表者 佐々木幹秀	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 24 年 11 月 29 日、 貨物等重点監査の対象 事業者となったことか ら監査実施。2 件の法令 違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵 守違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項) (2) 乗務 等の記載事項義務違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 8 条)	2	2
	富山県黒部市荻生 5 3 7 5	富山県黒部市荻生 5 3 7 5	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項			
平成 26 年 4 月 4 日	有限会社大三ロジテ ック 代表者 有賀邦太郎	本社営業所	輸送施設の使用停止 (50 日車)	平成 25 年 1 月 28 日、 適正化事業実施機関の 巡回指導結果から監査 実施。8 件の法令違反が 認められた。(1) 事業 計画事前届出違反(貨 物自動車運送事業法第 9 条第 3 項前段) (2) 乗務時間等の基準の遵 守違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項) (3) 健康 状態の把握義務違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 3 条第 6 項) (4) 点呼の実施 義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第 7 条第 1 項、第 2 項) (5) 点呼の記録義務違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 7 条 第 5 項) (6) 点呼の記 載事項義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第 7 条第 5 項) (7) 運行管理者の選任 (解任)未届出違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第 19 条) (8) 事業の健全な発達の阻 害違反(貨物自動車運 送事業法第 25 条第 2 項)	5	5
	長野県上伊那郡箕輪 町中箕輪 6 5 9 7	長野県上伊那郡箕輪 町中箕輪 6 5 9 7	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項			
平成 26 年 4 月 4 日	株式会社はなぶさ 代表者 丹保吉勝	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 24 年 11 月 28 日、 貨物等重点監査の対象 事業者となったことか ら監査実施。1 件の法令	2	2

	富山県南砺市小山 8 5	富山県南砺市小山 8 5	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項	違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵 守違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項)		
平成 26 年 4 月 4 日	有限会社鍋藤 代表者 大森直也	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 24 年 7 月 11 日、 労働局からの通報書が 届いたことから監査実 施。3 件の法令違反が認 められた。(1) 乗務時 間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 3 条第 4 項) (2) 点呼の実施 義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第 7 条第 1 項、第 2 項) (3) 点呼の記載事項義 務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	2	2
	新潟県燕市吉田法花 堂字新田前 2 2 3 7 - 1	新潟県燕市吉田法花 堂字新田前 2 2 7 3 - 1	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項			
平成 26 年 4 月 8 日	株式会社新井グルー プ運輸 代表者 新井徹	新潟第 2 営業所	輸送施設の使用停止 (10 日車)	平成 24 年 9 月 18 日、 労働局から通報書が届 いたことから監査実 施。1 件の法令違反が認 められた。(1) 乗務 時間等の基準の遵守違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 3 条 第 4 項)	1	1
	群馬県伊勢崎市曲沢 町 1 5 5 4	新潟県北区島見町 3 3 9 9 - 4 1	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項			
平成 26 年 4 月 8 日	有限会社中川 代表者 中川備貴	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40 日車)	平成 25 年 1 月 21 日、 貨物等重点監査の対象 事業者となったことか ら監査実施。1 件の法令 違反が認められた。(1) 定期点検整備の実施違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 13 条、道路運送車両法第 48 条)	4	4
	富山県富山市婦中町 田屋 1 2 6 0 番地	富山県富山市婦中町 田屋 1 2 6 1 番地 1	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項			
平成 26 年 4 月 8 日	有限会社石川サイエ ンス 代表者 森田和雄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (25 日車)	平成 25 年 1 月 24 日、 貨物等重点監査の対象 事業者となったことか ら監査実施。3 件の違反 が認められた。(1) 定 期点検整備の実施違反	3	3

	石川県能美市粟生町 西 1 2 9 - 1	石川県能美市粟生町 西 1 2 8	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項	(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 13 条、 道路運送車両法第 48 条) (2) 定期点検整備 の実施違反 (貨物自動 車運送事業輸送安全規 則第 13 条、道路運送車 両法第 48 条) (3) 定 期点検整備の実施違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 13 条、 道路運送車両法第 48 条)		
平成 26 年 4 月 10 日	株式会社アイル 代表者 豊田富美枝	本社営業所	輸送施設の使用停止 (265 日車)	平成 23 年 8 月 4 日、公 安委員会より道路交通 法令違反通知 (無免 許・無車検・無保険) が届いたことから監査 実施。16 件の法令違反 が認められた。(1) 乗 務時間等の基準の遵守 違反 (貨物自動車運送 事業輸送安全規則第 3 条第 4 項) (2) 健康状 態の把握義務違反 (貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第 3 条第 6 項) (3) 点呼の実施義務違 反 (貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 7 条 第 1 項、第 2 項) (4) アルコール検知器備え 義務違反 (貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第 7 条第 4 項) (5) 乗 務等の記録義務違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 8 条) (6) 運転者台帳の記載 事項義務違反 (貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第 9 条の 5) (7) 運転者に対する指導監 督違反 (貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 10 条第 1 項) (8) 運転 者に対する指導監督の 記録違反 (貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第 10 条第 1 項) (9) 初任運転者に対する指	27	27

	富山県富山市黒崎4 91番地1	富山県富山市黒崎4 91番地1	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	<p>導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）（10）初任運転者に対する適性診断受診義務違反 （貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）（11）日常点検の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第47条の2）（12）日常点検の実施違反 （貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第47条の2）（13）整備管理者に対する権限付与義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第50条）（14）無車検運行（貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第58条）（15）定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条）（16）定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条）</p>		
平成26年4 月11日	協和ロジス株式会社 代表者 大石久	臨港町ウエア営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成25年1月21日、労働局から通報書が届いたことから監査実施。1件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）	1	1
平成26年4 月14日	株式会社一城輸送 代表者 小林利夫	新潟県新潟市東区山 木戸8-10-47	貨物自動車運送事業 法第17条第1項	平成25年10月24日、公安委員会より道路交通法令違反通知（ひき逃げ）が届いたことか	0	0

	長野県上田市下塩尻 797-1	長野県上田市下塩尻 797-1	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	ら監査実施。1件の法令 違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監 督違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 10条第1項)		
平成26年4 月14日	有限会社石富 代表者 石田富一	本社営業所	文書警告	平成26年3月11日、 公安委員会より道路交 通法令違反通知(酒気 帯び)が届いたことか ら監査実施。1件の法令 違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監 督違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 10条第1項)	4	0
	新潟県北蒲原君聖籠 町東港6丁目861 番地10	新潟県北蒲原君聖籠 町東港6丁目861 番地10	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			
平成26年4 月14日	有限会社有紀運輸 代表者 加治長勝	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年10月16日、 適正化事業実施機関の 巡回指導結果から監査 実施。1件の法令違反が 認められた。(1)乗務 時間等の基準の遵守違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第3条 第4項)	2	2
	富山県氷見市大野1 373番地1	富山県氷見市大野字 浦1373-1	貨物自動車運送事業 法第17条第1項			
平成26年4 月16日	有限会社ランニング 代表者 斎藤勉	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年1月30日、 公安委員会より道路交 通法令違反通知(死亡 事故惹起)が届いたこ とから監査実施。5件の 法令違反が認められ た。(1)点呼の記載事 項義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規 則第7条第5項)(2) 運転者に対する指導監 督違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 10条第1項)(3)初任 運転者に対する指導監 督違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 10条第2項)(4)初任 運転者に対する適性診 断受診義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第10条第2項) (5)事業の健全な発達 の阻害違反(貨物自動 車運送事業法第25条第 2項)	2	2
	新潟県新潟市中央区 桜木町9番15号	新潟県新潟市南区下 塩俵832番1	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			

平成 26 年 4 月 17 日	株式会社ピー・エス・エー 代表者 宮内直之	新潟営業所	輸送施設の使用停止 (40 日車)	平成 24 年 8 月 21 日、公安委員会より道路交通法令違反通知（無免許）が届いたことから監査実施。3 件の法令違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 1 項、第 2 項）（2）点呼の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項）（3）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 1 項）	4	4
	群馬県前橋市富田町 2708-5	新潟県長岡市宮内町 607-1	貨物自動車運送事業法第 17 条第 3 項			
平成 26 年 4 月 17 日	東部運送株式会社 代表者 川崎敬文	東港物流営業所	輸送施設の使用停止 (10 日車)	平成 24 年 10 月 29 日、公安委員会より道路交通法令違反通知（死亡事故惹起）が届いたことから監査実施。3 件の法令違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 1 項、第 2 項）（2）点呼の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項）（3）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 1 項）	1	1
	新潟県新潟市秋葉区 川口 580-21	新潟県北蒲原群聖籠町東港 1923-1	貨物自動車運送事業法第 17 条第 3 項			
平成 26 年 4 月 17 日	有限会社ディーオーアイ 代表者 土肥秀雄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 24 年 10 月 16 日、適正化事業実施機関の巡回指導結果から監査実施。2 件の法令違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項）（2）健康状態の把握義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 6 項）	2	2
	富山県富山市向新庄町 6 丁目 4 番 6 2 号	富山県富山市向新庄町 6 丁目 3 6 7-144	貨物自動車運送事業法第 17 条第 3 項			

平成 26 年 4 月 18 日	株式会社 L J P 代表者 細川秀元	新潟営業所	輸送施設の使用停止 (10 日車)	平成 25 年 2 月 7 日、貨物等重点監査の対象事業者となったことから監査実施。2 件の法令違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項)(2) 運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9 条)	1	1
	宮城県仙台市宮城野区日の出町 3-3-10	新潟県新潟市江南区曙町 3 丁目 1 3-35	貨物自動車運送事業法第 17 条第 1 項			
平成 26 年 4 月 18 日	新日本警備保障株式会社 代表者 中村周一	長野営業所	輸送施設の使用停止 (40 日車)	平成 24 年 1 月 30 日、貨物等重点監査の対象事業者となったことから監査実施。6 件の法令違反が認められた。(1) 事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第 9 条第 1 項)(2) 自動車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法第 9 条第 1 項)(3) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法第 9 条第 1 項)(4) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 1 項、第 2 項)(5) 点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)(6) 運行指示書の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9 条の 3 第 1 項)	4	4
	長野県長野市上千歳町 1 1 2 1-1	長野県長野市栗田 9 9 1-1	貨物自動車運送事業法第 9 条第 1 項			
平成 26 年 4 月 18 日	有限会社アサマサンライン 代表者 黒田味加	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60 日車)	平成 24 年 9 月 21 日、適正化実施機関の巡回指導結果から監査実施。3 件の法令違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反	6	6

	長野県北佐久郡軽井沢町長倉3684-1	長野県小諸市大字八満字牧留2158	貨物自動車運送事業法第17条第1項	(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)		
平成26年4月22日	大栄運輸株式会社 代表者 石井雄太	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成25年2月8日、貨物等重点監査の対象事業者となったことから監査実施。2件の法令違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)	3	3
	長野県上田市真田町長6518	長野県上田市真田町長6518	貨物自動車運送事業法第17条第3項			
平成26年4月22日	株式会社宝運 代表者 近藤浩	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)	平成24年9月21日、公安委員会より道路交通法令違反通知(死亡事故惹起)が届いたことから監査実施。9件の法令違反が認められた。(1)自動車庫庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)(3)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)(5)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5)(6)運転者台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の	4	4

	富山県富山市大町3 -5	富山県中新川郡立山 町利田2391番地	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	5) (7) 運転者に対する 指導監督違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第10条第1項) (8) 初任運転者に対す る指導監督違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第10条第2項) (9) 初任運転者に対す る適性診断受診義務違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第10条 第2項)		
平成26年4 月22日	金森建設株式会社 代表者 金森次郎	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60日車)	平成25年1月16日、 貨物等重点監査の対象 事業者となったことか ら監査実施。1件の法令 違反が認められた。(1) 定期点検整備の実施違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第13 条、道路運送車両法第 48条)	6	6
	長野県大町市大町1 252-5	長野県北安曇郡白馬 村北城12927	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			
平成26年4 月22日	春日運輸株式会社 代表者 春日武夫	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成25年1月16日、 貨物等重点監査の対象 事業者となったことか ら監査実施。2件の法令 違反が認められた。(1) 事業計画事前届出違反 (貨物自動車運送事業 法第9条第3項前段) (2) 定期点検整備の実 施違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 13条、道路運送車両法 第48条)	2	2
	長野県中野市大字江 部1204	長野県中野市大字江 部字松ノ木1204 -2	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			
平成26年4 月23日	新潟中央運送株式会 社 代表者 岡貞則	新潟支店	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年12月17日、 労働局から通報書が届 いたことから監査実 施。2件の法令違反が認 められた。(1) 乗務時 間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項) (2) 点呼の記載 事項義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第7条第5項)	2	2
	新潟県新潟市西区流 通3丁目2-3	新潟県新潟市西区流 通3丁目2-3	貨物自動車運送事業 法第17条第1項			

平成 26 年 4 月 22 日	株式会社近畿オペレーションサービス 代表者 前野操	新潟営業所	輸送施設の使用停止 (10 日車)	平成 25 年 2 月 25 日、 貨物等重点監査の対象 事業者となったことか ら監査実施。2 件の法令 違反が認められた。(1) 定期点検整備の実施違 反（貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 13 条、道路運送車両法第 48 条）(2) 整備管理者 の研修受講義務違反 （貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 14 条）	1	1
	大阪府摂津市鳥飼上 5-2-52	新潟県新潟市西蒲区 升潟 5080	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項			
平成 26 年 4 月 23 日	東特運輸株式会社 代表者 青木俊明	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 25 年 1 月 15 日、 労働局からの通報書が 届いたことから監査実 施。3 件の法令違反が認 められた。(1) 乗務時 間等の基準の遵守違反 （貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 3 条第 4 項）(2) 点呼の記録 義務違反（貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第 7 条第 5 項）(3) 点 呼の記載事項義務違反 （貨物自動車運送事業 輸送安全規則第 7 条第 5 項）	2	2
	長野県上田市大屋 3 00	長野県上田市長瀬 1 603-1	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 1 項			
平成 26 年 4 月 23 日	成建運輸株式会社 代表者 安出修	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10 日車)	平成 25 年 1 月 17 日、 貨物等重点監査の対象 事業者となったことか ら監査実施。2 件の法令 違反が認められた。(1) 定期点検整備の実施違 反（貨物自動車運送事 業輸送安全規則第 13 条、道路運送車両法第 48 条）(2) 点検整備記 録簿の記載違反（貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第 13 条、道路運 送車両法第 49 条	1	1
	富山県砺波市高波 1 512-4	富山県砺波市高波 1 512-4	貨物自動車運送事業 法第 17 条第 3 項			
平成 26 年 4 月 24 日	株式会社北都高速運 輸倉庫富山 代表者 本江弘文	砺波営業所	輸送施設の使用停止 (30 日車)	平成 25 年 1 月 30 日、 公安委員会より道路交 通法令違反通知（重傷 事故惹起）が届いたこ とから監査実施。3 件の 法令違反が認められ	20	3

	富山県砺波市狐島 3 50番地1	富山県砺波市狐島 3 50番地1	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	た。(1)乗務時間等の 基準の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第3条第4項) (2)乗務等の記載事項 義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第8条)(3)運転者に 対する指導監督違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条第 1項)		
平成26年4 月25日	有限会社セーフティ 代表者 焼山静夫	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成25年2月7日、貨 物等重点監査の対象事 業者となったことから 監査実施。1件の法令違 反が認められた。(1) 整備管理者の研修受講 義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第14条)	1	1
	石川県珠州市正院町 小路と43-1	石川県珠州市正院町 小路と44-2	貨物自動車運送事業 法第17条第1項			
平成26年4 月25日	新潟東砺運輸株式会 社 代表者 徳田精治	村上営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年12月20日、 労働局からの通報書が 届いたことから監査実 施。2件の法令違反が認 められた。(1)乗務時 間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項)(2)点呼の記載 事項義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第7条第5項)	11	2
	新潟県長岡市中興野 字四枚配211-1	新潟県村上市九日市 141-3	貨物自動車運送事業 法第17条第1項			
平成26年4 月25日	有限会社北川運送 代表者 北川一幸	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60日車)	平成25年1月21日、 貨物等重点監査の対象 事業者となったことか ら監査実施。1件の法令 違反が認められた。(1) 定期点検整備の実施違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第13 条、道路運送車両法第 48条)	6	6
	長野県千曲市大字粟 佐969-1	長野県千曲市大字粟 佐969-1	貨物自動車運送事業 法第17条第3項			

平成 26 年 4 月 25 日	三和運輸機工株式会社 代表者 中山周二	新潟支店	輸送施設の使用停止 (30 日車)	平成 25 年 1 月 8 日、労働局から通報書が届いたことから監査実施。5 件の法令違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項) (2) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 1 項、第 2 項) (3) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 4 項) (4) 点呼の記録義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項) (5) 点呼の記載事項義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	3	3
	神奈川県川崎市川崎区白石 7-6	新潟県燕市吉田鴻巣 180-14	貨物自動車運送事業法第 17 条第 1 項			
平成 26 年 4 月 25 日	三和トランス株式会社 代表者 中山慎	新潟営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 25 年 1 月 8 日、労働局から通報書が届いたことから監査実施。3 件の法令違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項) (2) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 1 項、第 2 項) (3) 点呼の実施義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 4 項)	2	2
	神奈川県川崎市川崎区白石 7-6	新潟県燕市吉田鴻巣 180-14	貨物自動車運送事業法第 17 条第 1 項			
平成 26 年 4 月 28 日	日昭運輸株式会社 代表者長 谷川一郎	燕営業所	輸送施設の使用停止 (20 日車)	平成 25 年 1 月 22 日、労働局から通報書が届いたことから監査実施。1 件の法令違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項)	2	2
	新潟県長岡市寺泊香清水 1596	新潟県燕市小関 114-1	貨物自動車運送事業法第 17 条第 1 項			

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。